

東京家政大学附属女子中学校・高等学校
「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに関するガイドライン」（概要）

令和8年10月1日 施行

本校は、生徒一人ひとりの豊かな成長と学びを支えるため、ご家庭や地域の皆様と信頼関係を築き、互いに協力し合うことが極めて重要であると考えております。

本校では、安心して建設的な対話を行い、すべての生徒にとってより良い教育環境を確保するため、本ガイドラインを定めております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 基本的な考え方

- **生徒の最善の利益の尊重**：生徒の健全な育成と安全・安心な教育環境の確保を最優先とします。
- **相互理解と尊重**：互いの立場と役割を尊重し、建設的な対話を通じて課題解決を図ります。
- **教育的専門性の尊重**：教育活動および指導に関する判断は、法令および教育的合理性に基づき、学校の専門的判断において適切に行います。

2. 日常の相談・面談におけるお願い

ご意見やご相談をお受けする際は、円滑かつ公平な対応を行うため、以下のルールを定めております。

- **事前予約制**：面談・ご相談は、あらかじめ日時をご予約の上でお受けいたします。
- **組織的対応（複数名対応）**：客観的かつ正確な対応を行うため、複数名の教職員で対応させていただきます。
- **面談時間**：面談時間は原則 60 分以内とさせていただきます。
- **記録と確認**：面談内容の正確性を保つため、対話経過の記録（記録の作成や事前確認の上の録音・録画等）を行う場合があります。

3. 対応が困難となる行為について

多くの保護者の皆様には常に温かいご理解をいただいておりますが、万が一、以下のような教育活動の円滑な遂行を妨げる行為（カスタマーハラスメント等）が確認された場合は、教職員の就業環境および他の生徒の学習環境を守るため、毅然とした対応（面談の中断、担当者・連絡方法の指定、対応の終了等）を執る場合がございます。

- ・ 暴言、威圧的な言動、人格否定や差別的な発言
- ・ 暴力、脅迫、土下座等の不当な要求
- ・ 長時間（30 分～60 分を超える過度な拘束）や頻繁な電話・来校による業務妨害
- ・ 特定の教職員に対する不当な対応要求や個人のプライバシー侵害
- ・ 事前の同意のない録音・録画、SNS やインターネット上での誹謗中傷・未確認情報の拡散
- ・ 学校の教育方針や教育的判断への過度な干渉・強要

4. 生徒への影響に対する配慮

保護者等への対応や連絡方法を制限・指定する場合におきましても、生徒本人に対する教育活動、必要な連絡（緊急連絡・送迎等）に支障が生じないように、適切な代替連絡手段を確保いたします。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

東京家政大学附属女子中学校・高等学校

TEL：03-3961-2447（受付時間：平日 9:00～17:00 / 土曜日 9:00～12:00）